

釧路市津波避難計画

2021年（令和3年）8月 第8版

【2013年（平成25年）8月 策定】

目 次

第1章	総 則	2
1	計画の目的	
2	計画の修正	
3	用語の意味	
第2章	想定津波の設定	4
1	基本的な考え方	
2	津波の想定及び津波浸水予想地域の設定	
3	津波浸水予測図	
4	避難対象地域	
第3章	避難計画	8
1	津波到達予想時間の設定	
2	避難可能距離の設定	
3	緊急避難場所及び津波緊急避難施設	
4	津波避難ビル	
5	緊急避難場所等一覧	
6	避難方法	
7	避難路等	
8	避難困難地域	
第4章	初動体制（職員の参集等）	18
1	職員の参集・配備体制	
2	勤務時間外、休日の伝達系統	
3	津波情報等の収集・伝達	
第5章	避難指示等の発令	23
1	発令基準	
2	伝達方法	
第6章	津波防災教育と啓発	25
1	防災教育	
2	防災知識の普及啓発	
第7章	津波避難訓練	27
1	避難訓練の実施	
2	避難訓練の内容	
第8章	冬期間の対策	28
1	交通障害対策等	
2	緊急避難場所等の対策等	
第9章	その他の留意点	29
1	観光客、釣客等の避難対策	
2	避難行動要支援者の避難対策	
3	地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進	
4	計画策定経緯等	

第1章 総則

1 計画の目的

釧路市では、平成5年北海道南西沖地震によって奥尻島を中心に大きな津波災害が発生したことから、釧路～根室沖にマグニチュード8クラスの大地震が発生した時の津波シミュレーションを実施し、市独自の津波防災マップ（平成6年3月発行）を作成して全戸配布を行いました。

その後、平成19年には、古津波の研究によって存在が明らかとなった、千島海溝付近で約500年間隔で発生する巨大地震による大津波の影響範囲を示した500年間隔地震津波ハザードマップ（平成19年3月発行）を作成して全戸配布し、各種の津波防災対策を推進してきました。

こうしたなか、平成23年に東日本大震災が発生し、平成24年6月には北海道が、これまでに北海道太平洋沿岸で発見された津波堆積物の最新データを基に、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波の浸水予測図を公表したことから、本市においても、今後、発生が想定される津波災害から住民の生命と身体の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を事前に住民等に提供し、災害発生時の避難や普段からの備えの強化を促すことを目的として津波避難計画を定めることとしました。

2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは修正を行います。

3 用語の意味

この計画で用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 津波浸水予想地域

想定した津波が陸上に遡上した場合に浸水する範囲をいう。

(2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市が指定するものをいう。

(3) 避難困難地域

津波到達時間までに避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）、又は避難先まで避難することが困難な地域をいう。

(4) 避難路

避難する場合の道路で、市が指定するものをいう。

(5) 避難経路

避難するための経路で、避難路以外の道路に自主防災組織や住民が設定するものをいう。

(6) 緊急避難場所

津波の危険から避難するために避難対象地域の外に市が指定する高台や建物で、原則として、情報機器、食料等を備蓄するものをいう。

(7) 津波緊急避難施設

津波の危険から緊急避難するために避難対象地域内に市が指定する建物で、想定した津波でも浸水しない階層を有し、原則として、情報機器、食料等を備蓄するものをいう。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が、津波をやり過ごすために緊急に避難する建物で、避難対象地域内に市が指定するものをいう。

(9) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、住民等がとりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所等とは一致しない。

※ (4) (5)を総称して「避難路等」、(6)～(8)を総称して「緊急避難場所等」、(6)～(9)を総称して「避難先」という。

第2章 想定津波の設定

1 基本的な考え方

国の防災基本計画では、津波災害対策の検討に当たって、科学的知見に基づき「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」と「津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」の二つを想定することを基本としていますが、北海道地方では津波に関する古文書等がないため、津波堆積物による古津波の研究をもとに津波の想定が行われています。

これらの古津波の研究や明治以降の災害記録の情報から、今後、本市で起こりうる津波は「発生頻度の高い小規模な津波」から「極めて発生頻度の低い最大クラスの津波」まで多様であることが想定されるため、本計画においては、気象庁の津波警報区分に対応した3つの大きさの津波を想定し、浸水想定や津波対策等の検討を進めていくための判断基準とします。

2 津波の想定及び津波浸水予想地域の設定

本計画では、釧路川の河口（釧路港の防波堤の外側）を基準点として、気象庁が発表する「予測される津波の高さ3m、5m、10m」に対応する3つの津波を想定し、それぞれの高さの津波が陸上に遡上した場合の浸水予想範囲を、津波浸水予想地域として設定します。

(1) 数十年ごとに発生すると想定される津波（3mの津波）

平成5年釧路沖地震と同規模の地震（マグニチュード8.0）が根室沖～釧路沖の千島海溝付近で発生し、釧路港に3mの高さの津波が満潮時に来襲した場合の浸水予想範囲を津波浸水予想地域として設定します。

気象庁が「高い」という表現で発表する「津波警報」に対応します。

(2) 500年に一回程度発生すると想定される大津波（5mの津波）

500年間隔地震の津波断層モデル（マグニチュード8.6クラスが根室沖～十勝沖の千島海溝付近で発生）による津波シミュレーションにおいて、釧路港に5mの高さの津波が満潮時に来襲した場合の浸水予想範囲を津波浸水予想地域として設定します。

気象庁が「巨大（予想される津波の高さは5m）」という表現で発表する「大津波警報」に対応します。

(3) 数千年に一回程度発生すると想定される最大クラスの津波（10mの津波）

平成24年に北海道が公表した最大クラスの津波のシミュレーションによって、釧路港に9.6mの高さの津波が満潮時に来襲した場合の浸水予想範囲を津波浸水予想地域として設定します。

気象庁が「巨大（予想される津波の高さは10m）」という表現で発表する「大津波警報」に対応します。なお、北海道による、この津波シミュレーションの津波波源モデルの設定に当たっては、東北地方太平洋沖地震の断層モデルや海溝型地震の特性も考慮しながら、すべての津波堆積物のデータを説明できるものを検討対象としています。

※ 気象庁から発表される津波警報等の区分は次のとおりです。

発表区分	予想される津波の高さ		
	高さの区分	定性的表現	数値表現
津波注意報	20cm～1m	(表記なし)	1m
津波警報	1m～3m	高い	3m
大津波警報	3m～5m	巨大	5m
	5m～10m	巨大	10m
	10m～	巨大	10m超

- (注) ① 当市の津波予報区は「北海道太平洋沿岸東部」として発表されます。
- ② 津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生から約3分後に、予想される津波の高さが「巨大」、「高い」の定性的表現のみで発表されます。
- ③ 地震発生から約15分後に正確な地震の規模が分かった後に、予想される津波の高さが5段階の数値表現で発表されます。
- ④ その後、沖合や沿岸で観測された、津波の高さや到達時刻の情報が発表されます。
- ⑤ 沖合の観測データを監視して、沿岸に到達する津波の推定値が発表されるほか、予想より高い津波が推定されるときには、直ちに津波警報が更新されます。

3 津波浸水予測図

本計画の3つの想定津波（釧路川の河口で満潮時に発生する3m、5m、10mの津波）のときの津波浸水予測図を示します。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 高さ3mの津波浸水予測図（数十年間隔で発生する津波） | 別図1 |
| (2) 高さ5mの津波浸水予測図（約500年間隔で発生する津波） | 別図2 |
| (3) 高さ10mの津波浸水予測図（約数千年間隔で発生する津波） | 別図3 |

4 避難対象地域

避難対象地域は、「2 津波の想定及び津波浸水予想地域の設定」に基づき避難が必要な地域を指定するもので、釧路地区の平野部については海岸線から約6km内陸に位置する「釧路外環状道路」及び「釧路新道」から南側の範囲を指定します。

(1) 津波警報（高さ3m）のときの避難対象地域

区域	世帯数	人口	町名（全域又は一部）
釧路	2,783	4,190	(東部海岸地区) 千代ノ浦、紫雲台、春採、興津、益浦、桂恋、三津浦 (橋南地区) 大町、入舟、南大通、港町、知人町、弁天ヶ浜、大川町、城山、材木町 (橋北地区) 旭町、川上町、栄町、末広町、北大通、錦町、黒金町、幸町、浪花町、南浜町、仲浜町、浜町、海運 (西部海岸地区) 西港、星が浦南、大楽毛、大楽毛南

(2) 大津波警報（高さ5m）のときの避難対象地域

区域	世帯数	人口	町名（全域又は一部）
釧路	9,731	15,373	(東部海岸地区) 千代ノ浦、紫雲台、春採、興津、益浦、桂恋、三津浦 (橋南地区) 大町、入舟、南大通、港町、知人町、弁天ヶ浜、大川町、城山、住吉、材木町、宮本、柏木町 (橋北地区) 旭町、川上町、栄町、末広町、北大通、錦町、黒金町、幸町、浪花町、南浜町、仲浜町、浜町、寿、宝町、海運 (鉄北地区) 川北町、新釧路町、新富町、古川町、入江町、堀川町、若松町、松浦町、双葉町、共栄大通、白金町、春日町、若草町、喜多町、駒場町、川端町 (西部海岸地区) 西港、新富士町、鳥取南、星が浦南、大楽毛、大楽毛南、新野
音別	72	106	海光、風連、パシクル湖畔 尺別の海岸部 直別の海岸部
計	9,803	15,479	

(3) 大津波警報（高さ10m）のときの避難対象地域

区域	世帯数	人口	町名（全域又は一部）
釧路	66,031	116,468	(東部海岸地区) 千代ノ浦、春採、紫雲台、興津、益浦、桂恋、三津浦 (春採湖岸地区) 柏木町、富士見、千歳町、春湖台、鶴ヶ岱、春採、武佐 (橋南地区) 大町、入舟、南大通、港町、知人町、弁天ヶ浜、米町、弥生、 宮本、大川町、城山、住吉、材木町、貝塚、緑ヶ岡 (橋北地区) 旭町、川上町、栄町、末広町、北大通、錦町、黒金町、幸町、 浪花町、南浜町、仲浜町、浜町、寿、宝町、海運 (鉄北地区) 川北町、新釧路町、堀川町、松浦町、新富町、共栄大通、 若松町、双葉町、新栄町、中島町、花園町、柳町、暁町、 治水町、白金町、若竹町、若草町、喜多町、春日町、新川町、 駒場町、川端町、住之江町、新橋大通 (愛国地区) 古川町、入江町、光陽町、東川町、豊川町、中園町、愛国、 愛国東、愛国西、美原、芦野、文苑 (鳥取地区) 新富士町、鳥取大通、鳥取北、鳥取南、昭和、昭和町、昭和北、 昭和南、昭和中央、北園、安原、西港 (大楽毛地区) 星が浦大通、星が浦北、星が浦南、鶴野、鶴野東、中鶴野、 大楽毛、大楽毛西、大楽毛北、大楽毛南、新野
音別	883	1,463	(音別地区) 海光、本町、風連、朝日、あけぼの、中園、若草、川東、緑町、 共栄、光和、チノミ台、パシクル湖畔 尺別地区 直別地区
計	66,914	117,931	

※丁目・番地の一部でも津波浸水予想地域に含まれる場合には、全域を避難対象地域としています。

※世帯数と人口は、令和3年3月末現在の住民基本台帳によります。

第3章 避難計画

避難計画の策定に当たっては、気象庁が地震から約3分後に発表する最初の津波予想が「高い」（津波警報）か「巨大」（大津波警報）という定性的表現のみであることを受けて、この2区分に合わせることにします。

1 津波到達予想時間の設定

過去の津波シミュレーション結果を参考に、地震発生から津波到達までの予想時間を定めます。

- (1) 釧路市音別町直別から釧路港までの海岸地域は**30分**とする。
- (2) 弁天ヶ浜から三津浦までの東部海岸地域は**25分**とする。

2 避難可能距離の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等（冬期も考慮する。）に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定します。

- (1) 歩行速度は、津波避難ビル等に係るガイドライン*による、高齢者の単独歩行の1.0m/秒（冬期は0.86m/秒）を目安として設定します。ただし歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下することを考慮して0.5m/秒とします。
- (2) 避難開始は、地震発生時の混乱や準備時間も含めて地震発生から10分後を目安とします。
- (3) 避難可能距離は、安全を見て冬期間の歩行速度で算定すると、音別地区・釧路地区の平野部では1,032mとなるため、一般住民の徒歩避難の避難可能距離は最大で1,000mと設定します。

$$\boxed{\text{避難可能距離（範囲）} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始までの時間 } 10 \text{ 分})}$$

- (4) 同様に要配慮者等の歩行速度等を考慮した避難可能距離は500mとし、避難路の沿道などに津波避難ビルを指定する場合を目安とします。

※ 内閣府「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」

3 緊急避難場所及び津波緊急避難施設

緊急避難場所及び津波緊急避難施設は、避難対象地域ごとの人口、避難方法、避難可能距離、収容可能人数などを考慮して指定します。

特に本市においては、最大クラスの津波の場合、海に面した平野部の市街地全域が浸水すると考えられ、多数の住民が津波到達時間までに避難対象地域の外に避難することが難しい状況になることを受け、避難対象地域内に津波緊急避難施設を配置することとし、その施設の浸水深さに対する高さ的な安全性や構造的な安全性を確認します。

また、原則として、避難対象地域のどこからでも1 km以内に緊急避難場所又は津波緊急避難施設等があるように配置します。

(1) 緊急避難場所の指定

- ① 緊急避難場所は、津波に対して安全な避難対象地域外にあること。
- ② 緊急避難場所は、予想される避難者数に対して適切な規模とし、教室、会議室等の十分な待機スペースが確保され、原則として情報機器、食料等を備蓄する場所があること。
- ③ 避難車両や防災関係車両が駐車する広い場所が確保できること。

(2) 津波緊急避難施設の指定

- ① 津波緊急避難施設は、津波に対する高さ的な安全性と一定の強度を有する建物であること。
- ② 津波緊急避難施設は、予想される避難者数に対して適切な規模とし、教室、会議室等の十分な待機スペースが確保され、情報機器、食料等を備蓄する場所があること。

4 津波避難ビル

津波避難ビルは、大津波警報発表時、緊急避難場所及び津波緊急避難施設にたどりつけない避難者のため、避難対象地域内に配置します。

(1) 津波避難ビルの指定

- ① 津波避難ビルは、津波に対する高さ的な安全性と一定の強度を有する建物であること。
- ② 津波避難ビルは、廊下、階段室等を含めた待機スペースが確保されていること。
- ③ 民間建物を指定する場合は、原則として24時間対応可能な施設を指定すること。

5 緊急避難場所等一覧

地域別（目安として）に指定した緊急避難場所等は、次のとおりとします。

(1) 「大津波警報」が発表されたときの緊急避難場所等一覧表

避難対象地域	緊急避難場所	収容可能人数	津波緊急避難施設	収容可能人数	津波避難ビル
春採地区					
千代ノ浦、春採、武佐、紫雲台、興津、益浦、桂恋、三津浦	春採生活館	140	旧桂恋小学校	370	釧路広域連合清掃工場
	春採中学校	3,800	武佐小学校	1,300	
	東部地区コミュニティセンター（コア大空）	857			
	はまなす会館	179			
	東雲小学校	2,000			
	湖畔小学校	3,300			
橋南地区					
柏木町、富士見、千歳町、春湖台、鶴ヶ岱、大町、入舟、南大通、港町、知人町、弁天ヶ浜、米町、弥生、宮本大川町、城山、住吉、材木町、貝塚、緑ヶ岡	富士見会館	150	高齢者生きがい交流プラザ（プラザよねまち）	570	道東経済センタービル
	児童発達支援センター	1,800	釧路センチュリーキャッスルホテル	750	
	幣舞中学校	3,700	城山小学校	1,000	
	工業高等学校	9,900			
	湖陵高等学校	6,600			
	旧東栄小学校	850			
	釧路小学校	2,200			
	宮本会館	140			
	生涯学習センター	4,500			
	教育大学釧路校	8,100			
	清明小学校	3,100			
	青陵中学校	3,600			
	橋北地区				
旭町、川上町、栄町、末広町、北大通、錦町、黒金町、幸町、浪花町、南浜町、仲浜町、浜町、寿、宝町、海運	工業高等学校	前掲	ホテルクラウンヒルズ釧路	220	旭改良住宅
	湖陵高等学校	前掲	総合福祉センター	165	ヤマダ電機
	生涯学習センター	前掲	フィッシャーマンズワーフMOO	2,400	マリントポス（水産センター）
			ANAクラウンプラザホテル釧路	1,400	浜町ポンプ場
			釧路プリンスホテル	1,400	釧路ガス

避難対象地域	緊急避難場所	収容可能人数	津波緊急避難施設	収容可能人数	津波避難ビル
			市役所本庁舎 市役所防災庁舎	1,700 1,700	
			釧路地方合同庁舎	2,500	
			釧路ロイヤルイン	490	
			中央小学校	780	
			道営住宅であえーる幸団地	1,000	
鉄北地区					
川北町、新釧路町、堀川町、松浦町、新富町、共栄大通、若松町、双葉町、新栄町、中島町、花園町、柳町、暁町、治水町、白金町、若竹町、若草町、喜多町、春日町、新川町、駒場町、川端町、住之江町、新橋大通			共栄小学校	390	道営住宅川北団地 D34 号棟 (D34A、D34B 合算)
			共栄中学校	570	釧路製作所
			ラスティングホテル	380	駒場団地(S7)
			北中学校	1,200	駒場団地(S8)
			青葉小学校	460	新川北団地ふたば
			コーチャンフォー釧路文化ホール(市民文化会館)	2,500	
愛国地区					
古川町、入江町、光陽町、東川町、豊川町、中園町、愛国、愛国東、愛国西、美原、芦野、文苑	湿原の風アリーナ	8,500	光陽小学校	470	古川下水終末処理場
	釧路中央 IC 避難高台広場	300	江南高等学校	2,700	
			景雲中学校	1,800	
			愛国小学校	730	
			明輝高等学校	1,900	
			芦野小学校	730	
			釧路公立大学	9,700	
			美原小学校	1,700	
			美原中学校	2,000	
		中部地区コミュニティセンター(コアかがやき)	400		
鳥取地区					
新富士町、鳥取大通、鳥取北、鳥取南、昭和、昭和町、昭和北、昭和南、昭和中央、北園、安原、西港			公設地方卸売市場	910	鳥取南団地しんよう1
			ホテルマーシュランド	230	鳥取南団地しんよう2
			鳥取小学校	490	道新総合印刷釧路工場

			鳥取西小学校	760	釧路市港湾庁舎
避難対象地域	緊急避難場所	収容可能人数	津波緊急避難施設	収容可能人数	津波避難ビル
			鳥取コミュニティセンター(コア鳥取)	720	イオンモール釧路昭和
			鳥取西中学校	840	鳥取団地とっとり
			鳥取中学校	2,200	
			昭和小学校	1,400	
			商業高等学校	2,800	
大楽毛地区					
星が浦大通、星が浦北、星が浦南、鶴野、鶴野東、中鶴野、大楽毛、大楽毛西、大楽毛北、大楽毛南、新野、山花	釧路空港ビル	3,500	鶴野小学校	600	サンエス電気通信
	釧路新道大楽毛避難階段		大楽毛下水終末処理場	450	マルセンクリーニング本社工場
	湿原展望台	734	大楽毛中学校	440	王子マテリア社宅(7棟)
	山花小中学校	284	釧路鶴野支援学校	1,600	王子マテリア社宅(9棟)
	山花温泉リフレ	419	釧路優心病院	430	王子マテリア社宅(独身寮)
			工業高等専門学校	2,080	釧路交通本社ビル
音別地区					
音別	体験学習センター	1,700			西消防署音別支署
	拓北会館	60			音別町行政センター
	音別公園墓地駐車場				音別学園
	チノミ台高台(旧音別学園付近)				音別神社
					(株)大塚製薬工場 釧路工場
尺別	尺別中央会館	60			
直別	直別生活館東の高台路肩				
阿寒地区					
阿寒本町	阿寒町行政センター	810			
	阿寒町公民館	1,400			
	阿寒町スポーツセンター	1,300			
	阿寒小学校	2,100			
	阿寒中学校	1,400			
	計	77,483	計	61,325	

※ 大津波警報発表時の収容可能人数は、原則として避難者の待機場所として想定している階層の面積の50%を待機スペースとし、避難者一人当たり1平方メートルで収容者数を算定している。

(2) 「津波警報」が発表されたときの緊急避難場所等一覧表

避難対象地域	緊急避難場所	収容可能人数	津波緊急避難施設	収容可能人数
春採地区				
千代ノ浦、紫雲台、春採、興津、益浦、桂恋、三津浦	春採生活館	90		
	東部地区コミュニティセンター（コア大空）	960		
	旧桂恋小学校	570		
橋南地区				
大町、入舟、南大通、港町、知人町、弁天ヶ浜、大川町、城山、材木町	旧東栄小学校	980	米町児童センター	80
	釧路小学校	1,700	上下水道部庁舎	220
	生涯学習センター	1,500	釧路センチュリーキャッスルホテル	580
	城山小学校	1,900		
橋北地区				
旭町、川上町、栄町、末広町、北大通、錦町、黒金町、幸町、浪花町、南浜町、仲浜町、浜町、海運	生涯学習センター	前掲	総合福祉センター	850
	ホテルクラウンヒルズ釧路	290	ヤマダ電機・ビッグハウス旭町店	2,100
	釧路ロイヤルイン	410	フィッシャーマンズワーフM O O	410
	釧路地方合同庁舎	580	ANAクラウンプラザホテル釧路	1,200
	中央小学校	1,200	釧路プリンスホテル	320
	ラスティングホテル	170	市役所本庁舎	290
	北中学校	1,000	市役所防災庁舎	1,700
	釧路市中央図書館	1,150		
(西部海岸地区)				
西港、星が浦南、大楽毛、大楽毛南	新陽小学校	1,500		
	公設地方卸売市場	910		
	大楽毛中学校	1,200		
	大楽毛下水終末処理場	200		
	釧路高等技術専門学院	260		
	ポリテクセンター釧路（職業能力開発促進センター）	150		
	釧路優心病院	430		
	大楽毛小学校	1,900		
	工業高等専門学校	1,500		
	計	20,550	計	7,750

※ 津波警報発表時の収容可能人数は、避難者の待機場所として想定している部屋面積を基準に、避難者一人当たり1平方メートルで収容者数を算定している。

6 避難方法

津波避難については、時間と余力がある限り、より安全で高いところにある避難先を目指すこととしますが、多くの避難者が自動車を利用すると渋滞や交通事故のおそれが高いことから徒歩避難を原則とします。

また、巨大という表現で最初の津波警報が発表された場合には、第一波で高さ10mの津波が来襲することを想定し、避難を開始するものとします。

(1) 徒歩避難の原則

基本的に避難対象地域のどこからでも1km以内に緊急避難場所又は津波緊急避難施設があることから、確実な避難が見込める徒歩を原則とします。

(2) 避難行動要支援者の避難

徒歩で避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難については、地域の実情を踏まえ、地域住民と連携し、避難方法を検討します。

(3) 避難困難地域からの避難

避難困難地域からの避難については、自動車の利用を含め、地域の実情に応じた避難方法を検討します。

(4) 避難先の優先順位

- ① 津波からの避難は、時間と余力がある限り、十分な待機スペースを備えた緊急避難場所（浸水しない場所、避難対象地域外）を目指すこととします。
- ② 浸水予想地域内の避難については、津波に対する高さ的な安全性と強度があり、十分な待機スペースを備えた津波緊急避難施設を目指すこととします。
- ③ 逃げ遅れ等によって身に危険が迫ったときには、身近な津波避難ビルに逃げ込んで津波をやり過ごし、状況を見て、緊急避難場所又は津波緊急避難施設に移動することとします。

7 避難路等

津波警報の発表によって、津波浸水予想地域の外に避難する人や避難車両は、橋梁等で通行規制を受けることなく短時間で避難目標地点まで避難できるよう、以下の点に考慮して避難路を指定します。

(1) 避難路の指定の留意点

- ① 避難路は、原則として津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定すること。
- ② 沿道の建物の倒壊や緊急車両の通行、避難車両の乗り捨てを考慮して、できるだけ幅員の広い、歩道を有する道路を指定すること。
- ③ 冬期間に優先的に除雪が行われる路線を指定すること。

(2) 地区別の避難路

徒歩避難者や避難車両が、短時間かつ安全に高台や内陸部の避難目標地点まで到達できるよう、地形等を考慮して国道、道道、市道幹線に地区別の避難路を指定します。

① 大津波警報（避難指示（緊急））発表時の地区別の避難路一覧表

地区名	避難目標地点	避難路	車道幅（全幅）
●釧路東部			
東部海岸			
・千代ノ浦地区	春採・紫雲台の高台	道道釧路環状線 → 興津通	11m (20m)
・益浦(岩見浜)地区	益浦の高台	桂恋線(岩見橋)(白樺橋) → 興津通	7m (8m)
・桂恋、三津浦地区	白樺台の高台	桂恋三津浦線 → 白樺台通	7.5m (10.9m)
橋南			
・南大通地区	幣舞・浦見の高台	支庁坂通	9m (14m)
・大町、入舟地区	幣舞・浦見の高台	相生坂（歩行者専用道）	5m (5m)
〃	幣舞・浦見の高台	休坂	6m (14.54m)
・港町、知人町地区	弥生・浦見の高台	弥生宮本通	9m (20m)
・大川町地区	幣舞の高台	道道釧路環状線（富士見坂）	16m (23m)
・城山、住吉地区	鶴ヶ岱の高台	久寿里橋通	15m (22m)
・材木、貝塚地区	国道 391 号標茶方面	橋南幹線通（東釧路跨線橋） （別保橋）	14m (18m)
●釧路中央			
橋北			
・北大通両側地区	幣舞・浦見の高台	国道 38 号（幣舞橋）	33m
・釧路駅前地区	緑ヶ岡の高台	旭橋通 3（旭橋）（旭跨道橋） （学園高架橋）	14.5m (25m)
・旭町、川上町地区	鶴ヶ岱の高台	久寿里橋通（久寿里橋）	15m (22m)
・宝町、浜町、仲浜町地区	大規模運動公園方面	宝橋通(北中跨線橋)	13m (18m)
鉄北			
・釧路川右岸地区	緑ヶ岡の高台	川北通、貝塚光和通（貝塚大橋）、貝塚光和通 2（貝塚跨線橋）	9m (20m)
・共栄新橋大通地区	釧路外環状道路	共栄橋通、柳橋通→釧路中央 IC	15m (22m) （両路線共通）
・新釧路川左岸地区	広里・岩保木方面	新釧路川左岸通（左岸築堤）	11m (18m)
愛国			
・愛国東地区	広里（大規模運動公園）	古川橋通→国道 44 号	13m (18m)
・芦野、美原地区	釧路外環状道路	共栄橋通→釧路中央 IC	15m (22m)

・愛国西地区	釧路外環状道路	柳橋通→釧路中央 IC	15m (22m)
・文苑地区	広里 (大規模運動公園)	柳橋通	15m (22m)
●釧路西部			
・鳥取(川沿)地区	鶴野広里線(遠矢方面)	新釧路川右岸通 (不二橋)	11m (18m)
・鳥取(中央)地区	山花、阿寒方面	道道釧路鶴居弟子屈線	18m (30m)
・鳥取(西)地区	山花、阿寒方面	鳥取西通 → 道道釧路鶴居弟子屈線	18m (30m)
・昭和地区	釧路西 IC (阿寒方面)	道道釧路環状線→道道釧路西インター線	22m (30m)
・星が浦地区	釧路西 IC (阿寒方面)	道道釧路環状線 (平成橋) → 道道釧路西インター線	22m (32m)
・鶴野地区	山花、阿寒方面	道道釧路鶴居弟子屈線	9m (18m)
・西港地区	釧路西 IC (阿寒方面)	西港東跨線橋	8m
		道道釧路西港線(星が浦跨線橋)	10m×2 (36m)
		星が浦西通 1・星が浦西通 2	17.5m (29m)
●大楽毛			
・大楽毛地区	国道 240 号(阿寒方面)	国道 38 号 (大楽毛橋)	16m (25m)
〃	釧路新道 (阿寒方面)	大楽毛駅前通	9m (10m)
・大楽毛北地区	釧路新道 (阿寒方面)	星が浦北通 (星竜橋)	7m (11m)
・大楽毛西地区	阿寒方面	国道 240 号	9m (18m)
●音別			
・音別地区	チノミ台高台	国道 38 号 (下り方面)	10m (14m)
〃	二俣方面	道道本流音別停車場線	5.5m (8m)
・尺別地区	尺別中央会館	道道尺別尺別停車場線	5.5m (8m)
・直別地区	直別東の高台	キナシ別直別線 (ポンキナシベツ橋)	5.5m (7.5m)

② 津波警報 (避難勧告) 発表時の地区別の避難路一覧表

避難対象地域	避難目標地点	避難路	車道幅 (全幅)
●釧路東部			
千代ノ浦地区	春採地区高台	道道釧路環状線	11m (18m)
益浦(岩見浜地区)	益浦地区高台	桂恋線 (岩見場所) (白樺橋) → 興津通	7m (8m)
桂恋(漁港地区)	桂恋地区高台	桂恋三津浦線 → 白樺台通	7.5m (10.9m)
大町、入舟、南大通地区	浦見地区高台	支庁坂通	9m (14m)
		相生坂 (歩行者専用道)	5m (5m)
		休坂	6m (14.54m)
港町、知人町地区	米町・弥生地区高台	弥生宮本通	9m (20m)
弁天ヶ浜地区	弥生地区高台	米町本通	9m (18m)

大川町、城山地区	幣舞地区高台	道道釧路環状線（富士見坂）	16m（23m）
	鶴ヶ岱地区高台	久寿里橋通	15m（22m）
●釧路中部			
橋北東部地区	釧路川左岸の高台	国道 38 号（幣舞橋）	33m
		久寿里橋通（久寿里橋）	15m（22m）
		旭橋通 3（旭橋）（旭跨線橋）	14.5m（25m）
	J R 線の北側	久寿里橋通（旭跨線橋）	15m（22m）
橋北西部地区	釧路川左岸の高台	国道 38 号（幣舞橋）	33m
	J R 線の北側	宝橋通（北中跨線橋）	13m（18m）
宝町、浜町地区	J R 線の北側	宝橋通（北中跨線橋）	13m（18m）
		国道 38 号（釧路跨線橋）	22m
●釧路西部			
西港地区	J R 線の北側	西港東跨線橋	8m
		道道釧路西港線（星が浦跨線橋）	10m×2（36m）
		星が浦西通 1・星が浦西通 2	17.5m（29m）
大楽毛南地区	J R 線の北側	おたのしけ南 4 号（踏切）	9m（10m）
		おたのしけ南 8 号（踏切）	9m（10m）
		おたのしけ南 24 号（踏切）	9m（16m）

（3）避難経路

自主防災組織や住民が避難路と別に設定する避難経路については、地域別の避難計画図に示します。

8 避難困難地域

津波到達時間までに、徒歩で指定した避難路等を使って避難先まで到達不可能な地域を避難困難地域とし、次のとおり抽出します。

この避難困難地域は、大津波警報時のみとなります。

表：大津波警報時の避難困難地域

区 域	避難困難地域
釧 路	星が浦南地区の一部 大楽毛南地区の一部
音 別	音別地区の市街地全域 尺別地区の海岸部 直別地区の海岸部

第4章 初動体制（職員の参集等）

1 職員の参集・配備体制

職員は、北海道太平洋沿岸東部に津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合、あるいは強い地震が観測された場合には、以下の配備基準により速やかに参集し、災害対応に従事するものとします。

（1）配備基準

職員の配備基準は次のとおりとします。

区 分	基 準	動員配備人員
災害警戒本部 （警戒配備）	・津波注意報が発表されたとき ・市域内で震度4の地震を観測したとき	警戒配備担当班長 防災活動上必要な職員 （責任者 総務部長）
災害対策本部 （第一非常配備）	・津波警報が発表されたとき ・震度5弱の地震を観測したとき	災害対策本部員（各班長） 全課長職以上 各部庶務担当課、施設管理担当課の係長職以上、 防災活動上必要な職員 （責任者 市長）
災害対策本部 （第二非常配備）	・大津波警報が発表されたとき ・震度5強以上の地震を観測したとき	全職員 （責任者 市長）

（2）勤務時間内における災害対応

- ① 職員は、勤務時間内に、津波注意報や津波警報の発表、又は震度4以上の地震が観測された場合は、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事するものとします。
- ② 各班長は、直ちに所属職員に対して指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他各所掌の業務分担表に基づき応急措置を実施する体制を確立します。
- ③ 職員は、大津波警報が発表された場合は、避難路等や避難時間などを確認した上で災害対応業務にあたり、津波到達予想時刻15分前を目安に自身の安全を確保するため避難するものとします。

（3）勤務時間外における参集

- ① 職員は、勤務時間外に津波注意報や津波警報の発表、又は震度4以上の地震が観測された場合は、その情報を覚知後、速やかに配置基準に基づき所定の場所に参集し、災害対応業務に従事するものとします。
- ② 職員は、大津波警報発表時に津波避難対象地域内にいた場合は、自身の安全を確保するために、最寄りの緊急避難場所等に避難し市民の避難誘導等に従事するものとします。また、大津波警報が解除されて移動が可能となった場合は、速やかに次のいずれかの施設に参集し指示を受けるものとします。

表：勤務時間外における大津波警報時の参集施設

施設名	住所	職員の居住地区等
市役所防災庁舎	黒金町8丁目2番地	橋北地区全域
湿原の風アリーナ鉦路	広里18番地	鉄北地区、愛国地区全域
生涯学習センター	幣舞町4番28号	橋南地区全域
鳥取コミュニティセンター	鳥取北8丁目3番10号	鳥取、大楽毛地区全域
阿寒町行政センター	阿寒町中央1丁目4番	阿寒地区全域
音別町行政センター	音別町中園1丁目134番地	音別地区全域
音別町体験学習センター	音別町音別原野基線138番46	音別地区全域

③ 職員は、大津波警報発表時に避難対象地域外にいた場合は、上記のいずれかの施設のうち安全に到達できる施設に参集して指示を受けるものとします。

④ 職員は、目視でわかる範囲で、参集途上における被災状況等を把握し、班長等に報告を行うものとします。

(4) 阿寒町行政センター、音別町行政センターについても、上記事項を準用します。

2 勤務時間外、休日の伝達系統

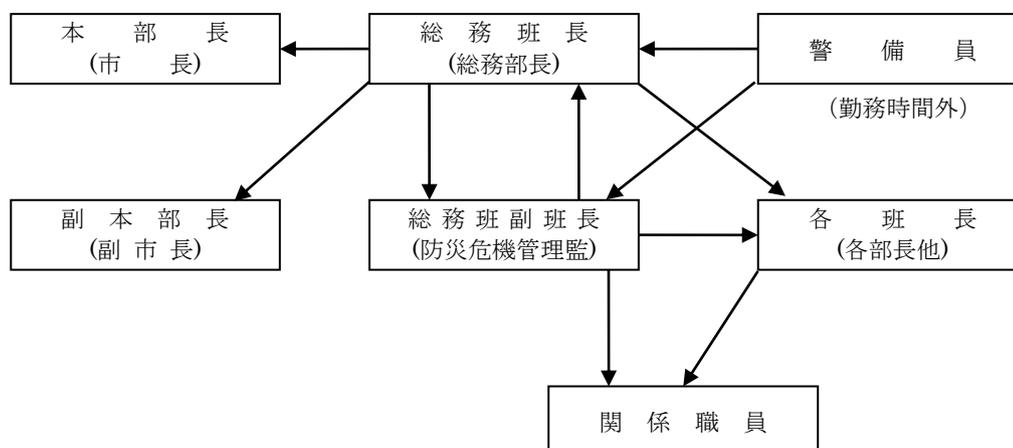
(1) 退庁後における各班員の連絡方法

各班長は、班員を直ちに動員できるよう、平常時より職員非常招集連絡系統を作成、準備します。

(2) 警備員による非常伝達

警備員は、鉦路地方气象台又は防災上部機関から津波に関する連絡があった場合は、直ちに総務班長（総務部長）、総務班副班長（防災危機管理監）に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部課長に連絡します。

図：災害情報での伝達体制



3 津波情報等の収集・伝達

津波来襲に備えた情報の収集と伝達は以下によって行うものとします。

(1) 気象庁等から収集する津波情報等は次のとおりとします。

表：気象庁等から収集する津波予報や津波情報

種類	内容
津波注意報 津波警報、大津波警報	日本近海で地震に伴う津波の発生がある場合には、地震発生から約3分後に津波注意報、津波警報、大津波警報が発表される。
津波予報（海面変動）	津波注意報の基準に満たない0.2m未満の海面変動や、海面変動の継続について予報が発表される。
予想される津波の高さ	津波の波源や地震の規模が判明した約15分後に予想される津波の高さが発表される。
各地の津波到達予想時刻 と満潮時刻の情報	主な地点の満潮時刻及び津波の到達予想時刻が発表される。
沖合と沿岸部における津波の観測情報	沖合の海底津波計等による観測情報のほか、沿岸の観測点における津波の到達時刻や高さが発表される。

(2) 海面監視による情報収集

津波来襲に備えた監視体制については、監視に当たる職員の安全確保に十分配慮し、原則として津波浸水予想地域の外の高所から監視を実施します。

- ① 本市における潮位観測は、釧路地方气象台、釧路市、各消防署において、地震発生後速やかに開始し、これを関係方面に通知します。
- ② 気象庁、開発局、北海道がインターネット上で提供する、潮位のリアルタイム観測情報や河川感潮区間（潮の満ち引きに川の水位が影響を受ける区間）の水位変動情報を活用します。

表：潮位の観測位置

監視等位置（現地）	区分	実施機関
釧路港常設検潮所（港町4）	潮位観測	釧路地方气象台
災害監視カメラ	海面監視	消防本部
釧路川を眺望する高所	海面監視	中央消防署 消防団
釧路港を眺望する高台	海面監視	
千代ノ浦を眺望する高台	海面監視	
桂恋海岸を眺望する高台	海面監視	
舌辛川防災カメラ	川面（潮位）監視	釧路市（動画）
音別川防災カメラ	川面（潮位）監視	釧路市（動画）
生涯学習センター防災カメラ	川面（潮位）監視	釧路市（動画）
MOO防災カメラ	川面（潮位）監視	釧路市（動画）
音別パシクル海岸防災カメラ	海面監視	釧路市（動画）

(3) 避難住民の安否情報

避難指示等の発令に伴って開設される緊急避難場所や津波緊急避難施設において、避難してきた住民の安否情報を収集するため、避難住民が必要事項を記入した避難者名簿を作成します。派遣された担当職員又は、大津波警報によって避難した職員は備え付けの通信機器や携帯型防災行政無線機、携帯電話等により避難者数などの情報を災害対策本部に報告します。

(4) 津波情報・被害情報等の収集

市域内の津波による被害の発生を知った者、及び海岸、河川構造物等の異常等を発見した者は、被害の場所、内容などを速やかに最寄りの機関（市役所、行政センター、消防署、警察署、海上保安部、気象台）に通報することとします。

(5) 津波情報等の伝達

津波情報や被害情報等の報告を受けた災害対策本部は、災害の規模、内容等を速やかに関係機関へ通報するとともに、緊急避難場所等で災害対策に従事する職員や避難住民に対しても防災行政無線やFMコミュニティラジオを通じて情報を伝達し、地元の災害情報の共有化に配慮します。情報伝達にあたっては次の事項に留意することとします。

① 住民等への情報伝達

津波に関する情報は、地域住民、観光客等及び自主防災組織、防災関係機関等に対し、正確かつ広範に伝達すること。

② 要配慮者への伝達

高齢者、外国人、障がい者等の要配慮者に対しても、的確に情報が伝達されること等に配慮すること。

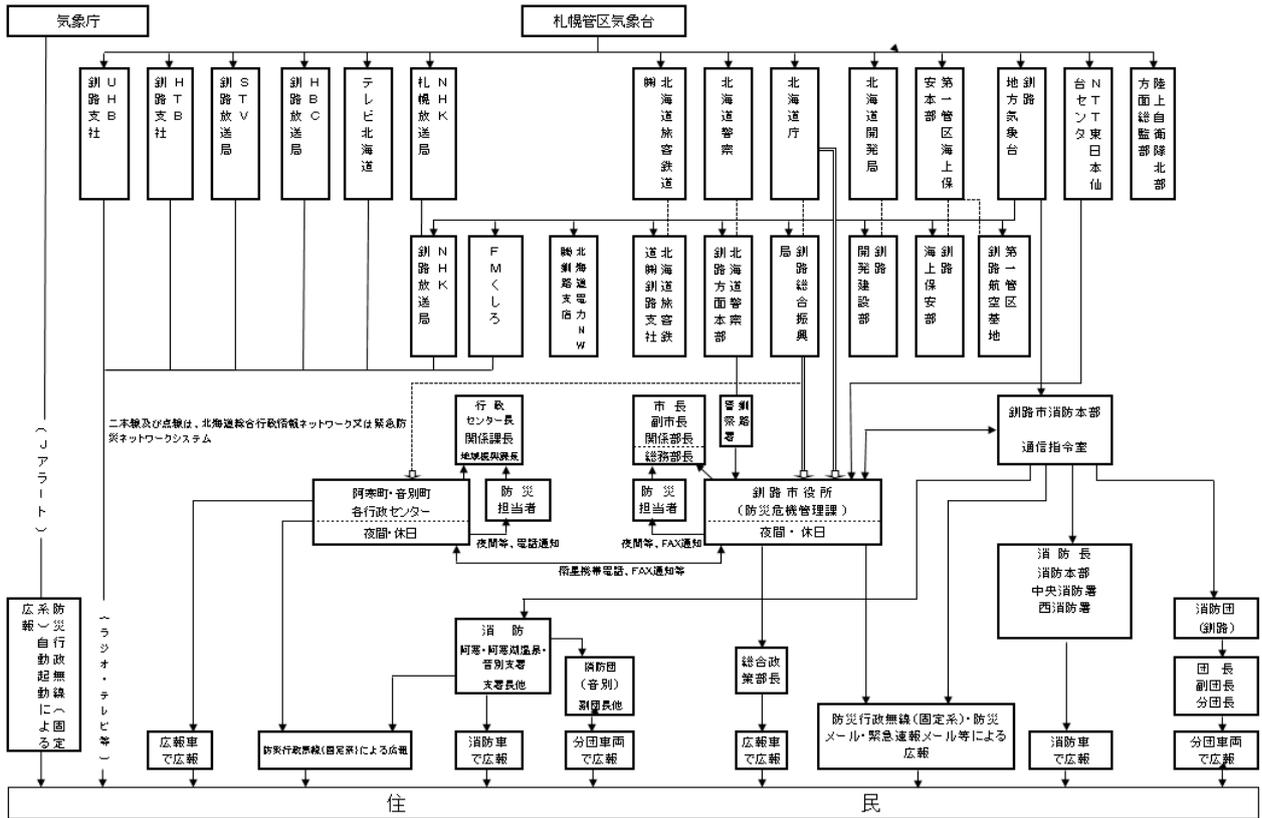
③ 船舶に対する津波警報等の伝達

津波に関する情報が、海上保安部、港湾管理者、漁業協同組合等により、船舶に対し正確かつ広範に伝達されること。

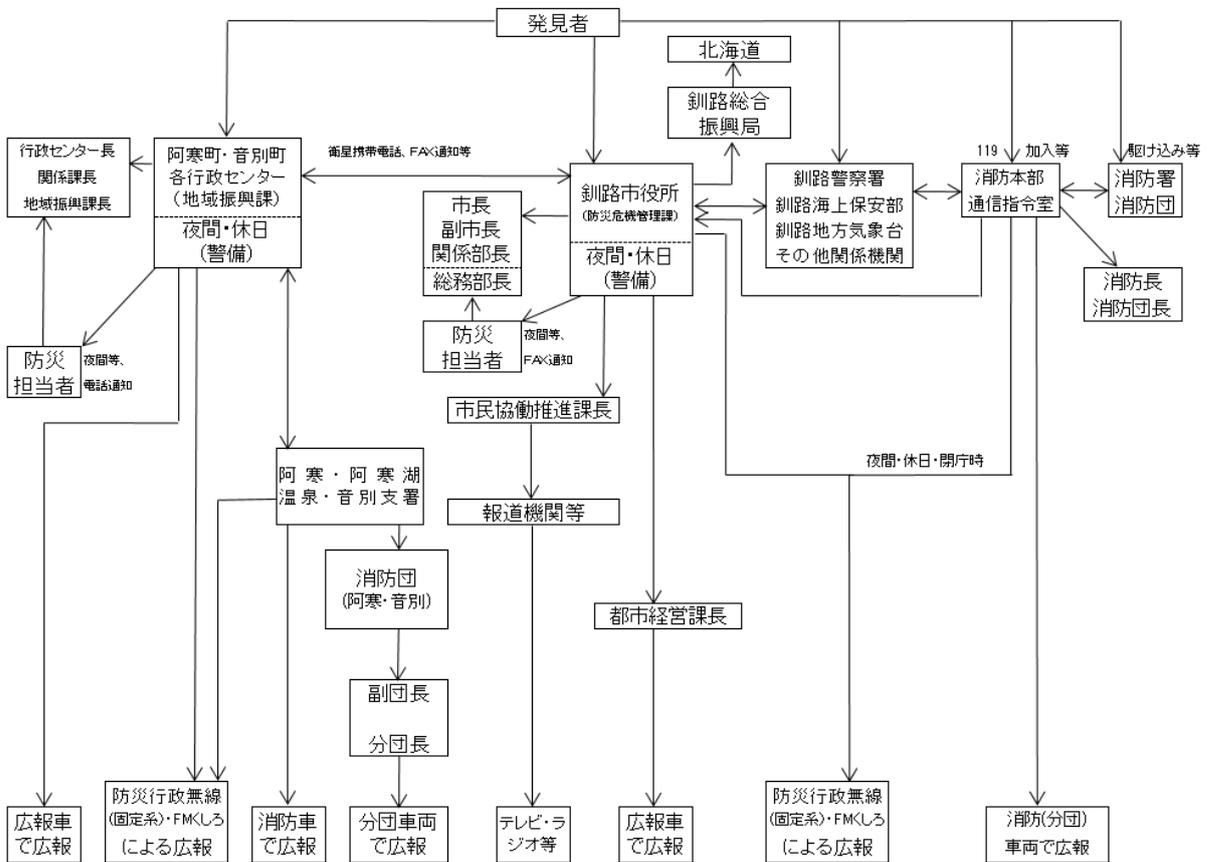
④ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

船舶等に対する安全措置について、海上保安部、港湾管理者、漁業協同組合等により、船舶等へ正確かつ広範に伝達されること。

(6) 津波警報等伝達系統図



(7) 災害情報伝達系統図



第5章 避難指示等の発令

津波警報や大津波警報が発表され、津波来襲の切迫した危険から市民を安全な場所へ避難させるため、避難指示等に関する計画について定めます。

1 発令基準

気象庁発表の種類	市の発令基準	内容
大津波警報	避難指示	避難対象地域の全住民に対して避難指示を発令（自動発令）し、直ちに緊急避難を指示する。
津波警報	避難指示	
津波注意報	避難指示	直ちに水際から離れるよう促す。
遠地津波が予報された場合		避難場所や避難経路等を確認するよう促す。

※ 遠地津波とは、日本の沿岸から600キロメートル以遠に発生した地震による津波。

※ 避難指示：避難地域の住民を避難のため立ち退かせる行為。

2 伝達方法

(1) 避難指示等の発令時期及び発令手順

① 市長

大津波警報等が発表された時には、直ちに避難指示を発令するとともに、災害対策本部を設置し、消防班長及び本部長等が指定する班長は避難指示の広報を行います。

大津波警報が発表された時には、直ちに避難指示を発令するとともに、災害対策本部を設置し、消防班長及び本部長等が指定する班長は、班員の避難時間など安全が確保できる場合には、津波浸水予想地域からの立ち退きを広報します。

② 警察官、海上保安官

現地において著しい危険が切迫し、市長が指示するいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官が直接市民に対しての避難のための立ち退きを指示することができます。この場合においては、直ちにその旨を市長に通知しなければなりません。

③ 知事

災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関し、市長に代わって実施しなければなりません。この場合、代行を開始、及び終了したときは、その旨を公示しなければなりません。

<参考> 表：公務員が行なうことができる避難勧告と避難指示（緊急）

区 分	実 施 者	災害の種類	根 拠 法 令	備 考
避難指示	市長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	-
	知事			市長がその事務を行うことができなかったときの事務の代行
	知事又はその命を受けた職員	洪水・高潮・地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
	警察官	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	
	海上保安官		災害対策基本法第 61 条	
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官	自衛隊法第 94 条		警察官がその場にいないとき	

(2) 伝達方法

- ① 避難の勧告は、防災行政無線（固定系）、緊急速報メール、防災メール、市広報車、消防広報車（必要に応じてその他の車両）等を活用して周知徹底を図ります。
- ① 避難の指示は、防災行政無線（固定系）、緊急速報メール、防災メール等を活用するとともに、現実に災害が発生し、又は危険が切迫している場合においては、消防団庁舎及び消防車両のサイレンを吹鳴して周知に努め、状況に応じ、広報車での広報を行います。
- ③ 市長は、広域にわたって避難の勧告及び指示の伝達を行う必要があるとき、又は他の方法によっては伝達が困難な場合には、テレビ、ラジオ放送により避難の勧告・指示の周知を図るため、放送機関に対し協力を要請します。
- ④ 緊急避難場所等で待機する避難住民や災害対応に従事する職員に対して、津波の観測状況や被害の情報、道路や橋梁の規制状況等をリアルタイムで伝えるため、地元のFMコミュニティラジオ局「FMくしろ」を活用した情報の伝達を行います。

第6章 津波防災教育と啓発

市は、防災関係機関、教育委員会、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震・津波防災上必要な防災教育及び避難意識向上のための啓発を行い、津波に対する防災意識の向上を図ることとします。

1 防災教育

(1) 職員に対する教育

災害時の応急対策業務に従事する職員を中心に、災害対策本部の運営や災害応急対策の円滑な実施に必要な知識を備えるため、防災部門の職員や外部機関等を利用した研修を実施します。

また、一般職員に対しても市職員として備えておくべき防災知識や心構えなどを確実に習得させていくため、各種階層向けの研修等を通じて計画的に防災教育を行います。

(2) 児童、生徒に対する教育

市は学校教育等を通じて、児童、生徒に対して地震、津波に関する正しい知識や避難の方法等、災害から自らの身を守るための防災教育を推進します。

(3) 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上の重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するよう促します。

(4) 自動車運転者に対する教育・広報

市は、北海道及び北海道警察と連携し、運転免許更新時の講習や広報紙等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項に係る教育・広報を推進します。

2 防災知識の普及啓発

(1) 市民等に対する普及啓発

災害時においては、市民自らが「自分の身は自分で守る」という意識と行動が重要であるため、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震や津波の正しい知識や、災害に遭遇したときの対応の仕方など防災知識の普及啓発を図ります。

(2) 避難行動要支援者に対する防災知識の普及

- ① 在宅の高齢者や障がい者など避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者向けのパンフレットやリーフレット等により防災知識の普及に努めます。
- ② 避難行動要支援者の支援体制の構築を推進するため、地域住民に対して、避難行動要支援者支援の必要性や方法などについての普及・啓発に努めます。

(3) 出前講座等の取組

釧路市における過去の災害の歴史を知ることによって釧路市の災害特性を理解し、個々人が必要な備えを行っていくほか、大規模災害時の経験や教訓を確実に次世代に伝えていくことにより、子や孫の世代の命を守ることを目指し、出前講座の開催や講師の派遣を行います。

表：市民向けの普及啓発の実施状況

取 組 み	内 容
釧路市教育委員会生涯学習部を窓口とした出前講座（防災講座）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や職場、サークルなどの集まりに出向き「自然災害から身を守る」というテーマで防災講座を開催する。 ・釧路市の防災の取り組みのほか、釧路の災害特性や、過去の地震・津波災害における教訓等についても詳しく解説し、正しい防災知識の普及啓発を図る。
各種団体や防災組織の依頼による防災関係の勉強会又は講演会等への講師派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の要請により、防災に関する勉強会や講演に講師を派遣し、釧路市の災害史や防災の取り組みについて講演し、地震津波災害に関する知識の普及啓発を図る。

（４）自主防災組織の育成

市は、町内会等の地域ごとに自主防災組織の結成を促進します。その際、女性の参画の促進に努めるものとし、結成に当たっては、自主防災組織規約等の作成を指導し、効果的な防災活動の促進を図ります。

（５）住民参加による地区別の津波避難計画の策定

市は、道の浸水予測図を参考に作成した津波ハザードマップ等により、津波浸水予想地域の住民に対して津波災害のリスクについて十分な周知を図ります。

また、住民が主体となったワークショップ等を開催し、地域の地形や土地利用の状況を考慮しながら緊急避難場所等や避難経路を選定し、地区別の津波避難計画を作成します。

（６）防災リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者のほか、防災に関心の高い市民を対象に市民防災講座を開催するほか、北海道の地域防災マスター制度とも連携し、地域における防災活動の要となるリーダーの養成に努めます。

表：防災リーダーの育成講座

講 座 名	内 容
釧路市民防災講座 （一般公募）	<ul style="list-style-type: none"> ・釧路地方气象台、釧路開発建設部、釧路総合振興局、釧路市の防災関係部署が連携した市民防災講座を開催する。
北海道地域防災マスターの養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ・気象災害や地震、津波、火山といった自然災害に関する幅広い知識をもった地域の防災リーダーを育成する。

第7章 津波避難訓練

いざというときの円滑な津波避難のため、避難ルートの確認や情報伝達機器類の操作方法を習熟する目的で、毎年1回以上の津波避難訓練を実施します。

また、訓練終了後には、訓練の成果について検証を行うとともに課題を抽出して解決を図り、次の訓練につなげていきます。

1 避難訓練の実施

- (1) 避難訓練は、防災関係機関と地域が連携した訓練となるように計画し、地域ぐるみの実施体制を確立するよう努めます。
- (2) 訓練の実施時期は、地域住民が参加しやすい日時に設定することを原則としますが、夜間や冬期の実施についても検討します。
- (3) 訓練は、毎年、訓練地区と実施場所を変えながら実施し、地域の状況に応じた訓練となるよう計画します。

2 避難訓練の内容

- (1) 訓練は、津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定します。
- (2) 初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、情報伝達のための通信機器類の操作法の習熟のための訓練内容を設定します。
- (3) 住民のみならず、観光客、釣り客等の来訪者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練についても検討します。
- (4) 地域住民の津波災害への対応力や避難意識を高めていくため、津波が発生した事態を想定して、その時の対応や備えについて考える災害図上訓練などを実施し、その成果を避難訓練に反映していく取り組みについても検討します。

第8章 冬期間の対策

本市は積雪寒冷地に位置しているため、積雪や凍結路面による交通障害、寒さによる過酷な避難生活などが想定されることから、地域特性に配慮した冬期の津波避難対策の検討を行います。

1 交通障害対策等

(1) 道路交通確保

関係機関等が所管する緊急輸送道路や本計画で指定する避難路について、優先的な除雪体制を確立するほか、一般道路についても、厳冬期については路面凍結が発生し、徒歩避難や車椅子による避難が難しくなるため、住民自らが自宅前の歩道除雪などに努めます。

(2) 雪崩対策

避難路の雪崩危険箇所の把握に努めます。

(3) 水門等の作動の確保

冬期における動作確認等を定期的に行い、積雪や凍結により水門の操作に支障をきたさないようにします。

2 緊急避難場所等の対策等

(1) 電力の確保

大雪等により送電施設等が被災して長時間の停電が発生した場合を想定して、緊急避難場所等で使用する発電機やポータブルストーブの配備状況等を把握します。

(2) 避難生活環境の確保

大雪等による道路の通行止めによる孤立集落の把握や、緊急避難場所等の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄の配備状況等を把握します。

(3) 救助・救出体制の強化

大雪の時には、自力脱出困難者の救助・救出が困難となる場合が想定されるため、救助・救出体制の強化を図ります。

第9章 その他の留意点

1 観光客、釣客等の避難対策

- (1) 津波浸水予想地域内に居合わせた観光客や釣客などの避難対策のため、観光コンベンション協会や旅館組合等関係団体と協働して、津波浸水予想地域内に位置するホテルと協定を結び、24時間いつでも避難できる津波緊急避難施設として確保します。
- (2) 観光客等の避難誘導については、ホテル・旅館などにハザードマップを配布し、観光客への周知を依頼していくほか、今後、各種団体が発行する観光ガイドマップにも緊急避難場所等の記載を要請します。

2 避難行動要支援者の避難対策

避難対象地域内における避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、地域と協働で行う避難行動要支援者の避難行動の支援について定めます。

(1) 安否の確認

在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否や所在の確認について、地域住民や町内会、自主防災組織、民生委員児童委員、ボランティア等の協力のもと速やかに行うよう努めます。

(2) 避難誘導・救助

避難行動要支援者の避難誘導や救助に当たっては、津波到達時間内の災害対応を厳守しながら、地域の災害避難支援協働会、町内会、自主防災組織等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努めます。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

大きな災害ほど、住民は「自らの命（地域）は自ら守る」という防災の原点に立って自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが求められます。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動を行うため、市内全域に災害避難支援協働会等の自主防災組織の結成を推進します。

4 計画策定経緯等

本計画の策定に当たっては、防災ワークショップ（図上訓練D I G）等を通じて地域住民の参画を得ながら策定作業を進めています。

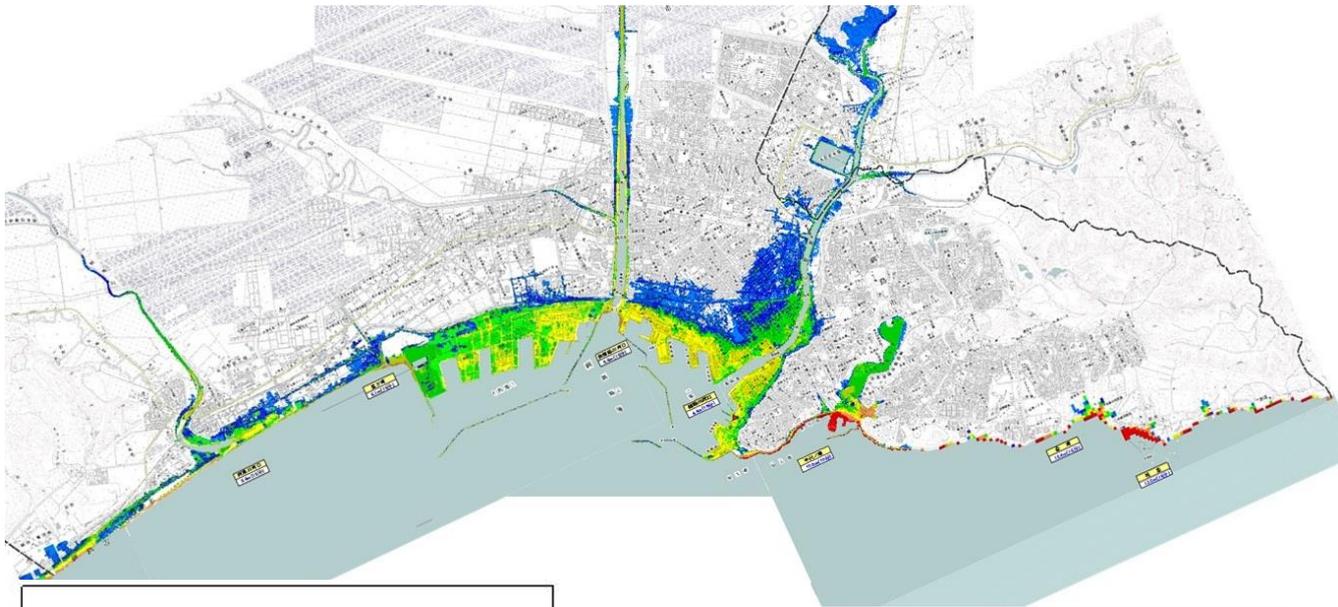
平成23年度以降の防災ワークショップ開催状況

開催年月日	開催地区名
平成23年 7月19日	橋南地区
平成23年 8月25日	大楽毛地区
平成23年10月30日	橋南地区（第2回）
平成23年12月11日	大楽毛地区（第2回）
平成23年12月14日	橋北東部地区
平成24年 1月18日	橋北東部地区（第2回）、女性団体協議会
平成24年 1月22日	北大通周辺地区
平成24年 2月15日	橋北東部地区（第3回）
平成24年 2月24日	釧路港西港地区
平成24年11月18日	釧路川両岸地区、釧路市連合防災推進協議会
平成24年11月25日	音別地区

数十年から百数十年間隔の津波 浸水予測図



500 年間隔地震津波 浸水予測図



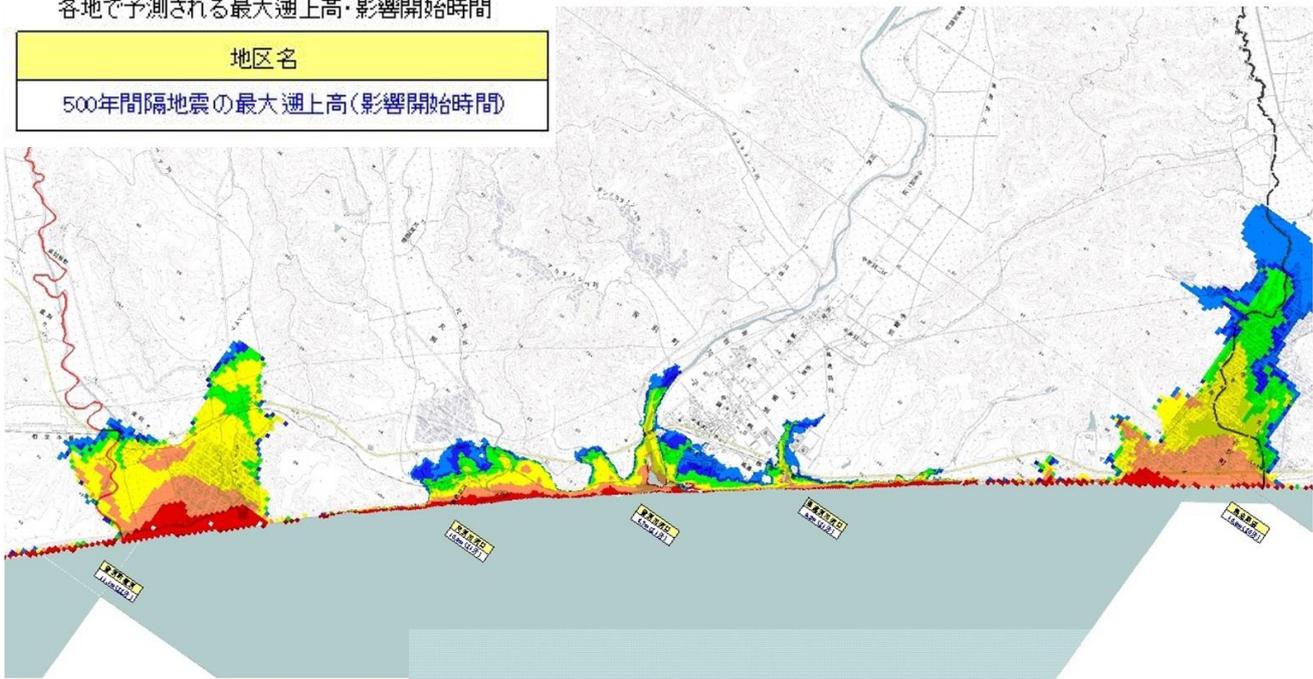
凡例
 津波浸水予測範囲
 (500年間隔地震津波の最大浸水深)

- 0.5m 未満
- 0.5m 以上 1.0m 未満
- 1.0m 以上 2.0m 未満
- 2.0m 以上 4.0m 未満
- 4.0m 以上 6.0m 未満
- 6.0m 以上

釧路地区

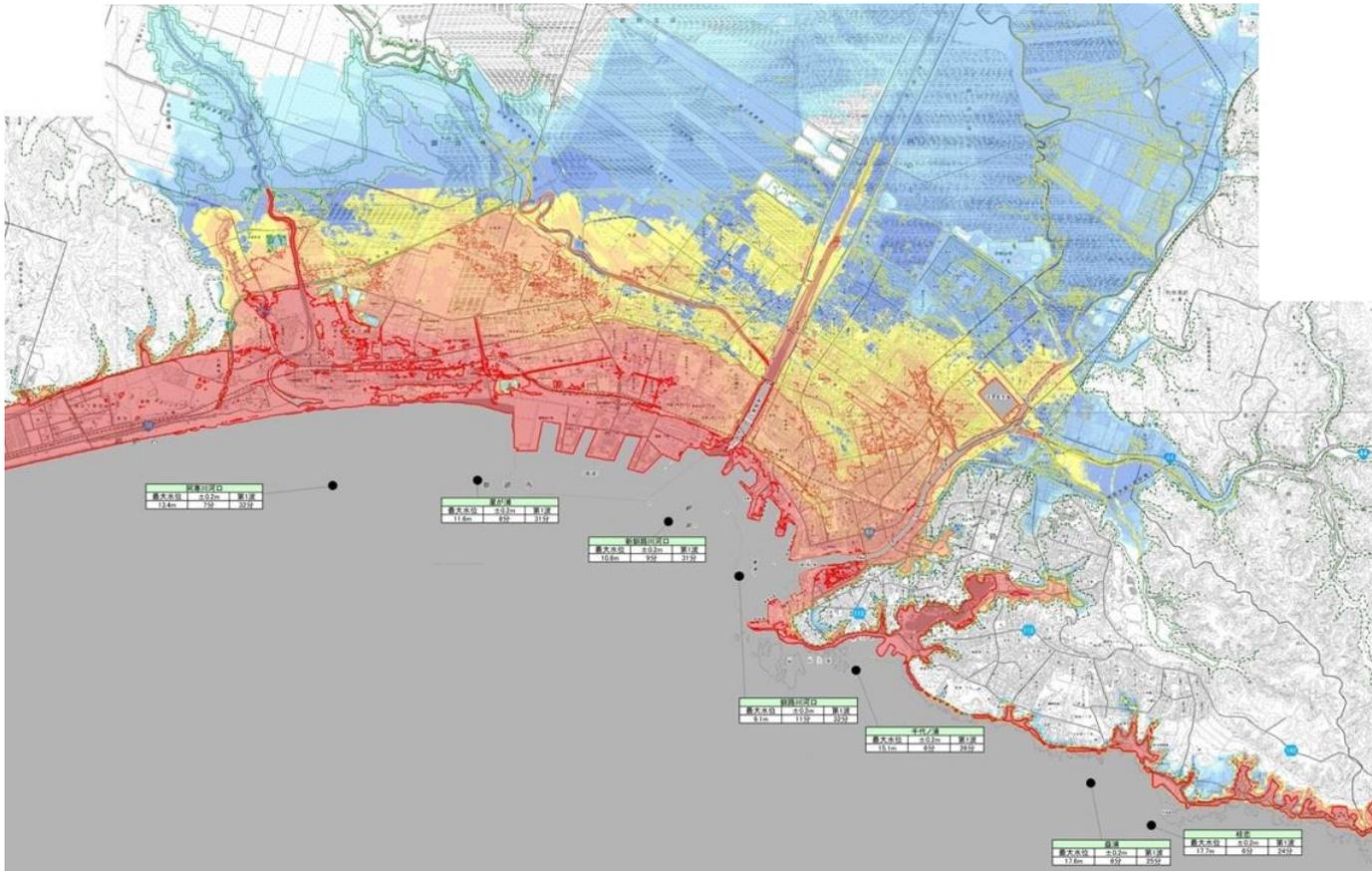
各地で予測される最大遡上高・影響開始時間

地区名
500年間隔地震の最大遡上高(影響開始時間)



音別地区

最大クラスの津波 浸水予測図

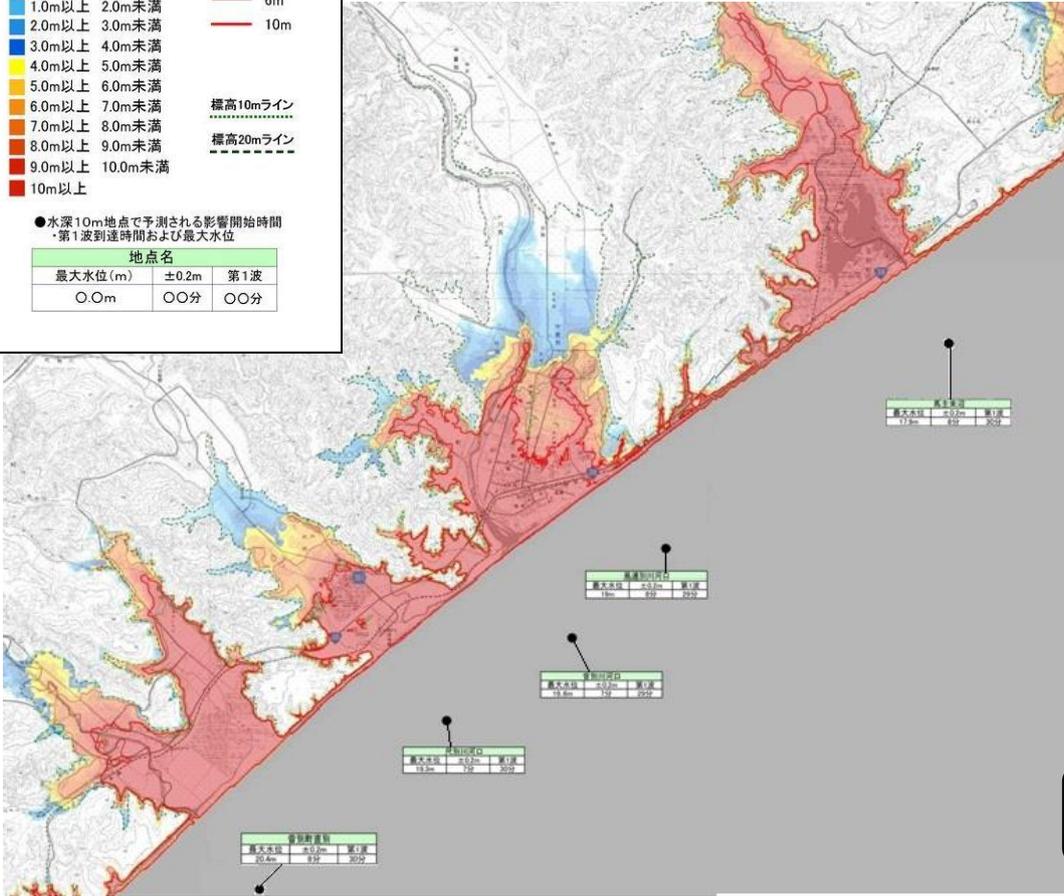


釧路地区

凡例

- 津波浸水予測範囲 (最大浸水深)(m)
 - 1.0m未満
 - 1.0m以上 2.0m未満
 - 2.0m以上 3.0m未満
 - 3.0m以上 4.0m未満
 - 4.0m以上 5.0m未満
 - 5.0m以上 6.0m未満
 - 6.0m以上 7.0m未満
 - 7.0m以上 8.0m未満
 - 8.0m以上 9.0m未満
 - 9.0m以上 10.0m未満
 - 10m以上
- 津波浸水深別コンター(m)
 - 3m
 - 6m
 - 10m
- 標高10mライン
- 標高20mライン
- 水深10m地点で予測される影響開始時間・第1波到達時間および最大水位

地点名		
最大水位(m)	±0.2m	第1波
○.○m	○.○分	○.○分



音別地区